

令和2年第3回大衡村議会定例会会議録 第2号

令和2年9月3日（木曜日） 午前10時開会

出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 遼一

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長 萩原 達雄	副村長 斎藤 一郎
教育長 庄子 明宏	教育次長兼 学校教育課長 斎藤 浩
総務課長 早坂 勝伸	企画財政課長 佐野 克彦
住民生活課長 金刺 隆司	税務課長 残間 文広
健康福祉課長 早坂紀美江	産業振興課長 渡邊 愛
都市建設課長 後藤 広之	社会教育課長 大沼 善昭
参事兼指導主事 岩渕 克洋	会計管理者 堀籠満智男

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠絆沙子 書記 和泉 文雄 書記 沼田 裕紀

議事日程（第2号）

令和2年9月3日（木曜日）午前10時開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

午前10時00分 開会

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しますので、これより令和2年第3回大衡村議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番石川 敏君、4番小川ひろみ君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（細川運一君） 日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

通告順に発言を許します。

通告順5番、高橋浩之君、発言願います。

5番（高橋浩之君） おはようございます。

通告順5番、高橋浩之でございます。私は万葉の森等のヤマユリの保護と新たな資源としての活用というタイトルで、一問一答方式により一般質問を行いますので村長の具体的な回答を頂きたいと思います。

さて、今年も大衡万葉の森ではたくさんのヤマユリが咲きました。7月20日の河北新報でも「大衡村の昭和万葉の森でヤマユリが見ごろを迎えた。緑濃い松林に白い大輪が咲きそろい、甘い芳香を漂わせている。群生地に約6万7,800株が自生し、今年も約2万7,000株が開花する見込み」であると記事で掲載されておりました。以前、村長も申されておりましたが、このヤマユリの群生している規模は全国的に見てもトップクラスであり、多くの来場者を喜ばせており、万葉の森事務所によりますと昨年度は年間4万8,600人が来園され、7月は1万2,000人が来られた。さらに今年は前年度比130%増の1万5,684人が万葉の森に来られたと言っておられました。私もそれを実感する出来事があ

りましたが、新聞報道が掲載された2日後、自宅近くの畠で農作業をしていると万葉の森に行きたいのですがと道を聞かれました。その方の目的もやはりヤマユリでございました。また、大衡村のシンボルでもある大衡城にもたくさんのヤマユリが咲いておりまして、年々その範囲を核出していることから、村としての除草作業もヤマユリの開花期に配慮して行っているところであります。春の桜とともに大衡村の観光スポットであり目印として絶対に外すことのできない場所になっております。

しかし、近年のイノシシ被害は甚大で、村内においても空白地帯はなくなってきたております。したがって、大衡万葉の森や大衡城のヤマユリもいつ被害に遭うかわからない状態で、それは今夜であっても不思議ではないと思います。そこで大衡村として具体的なイノシシの防御対策を考えているのか、考えているとしたらどのような方法で行うのかをお答え願いたいと思います。

それとともに、春先から8月ごろまで工業団地奥田西線やときわ台団地ののり面いっぱいに黄色い可憐な花が咲いております。これは外来植物の多分ブタナだと私は思いましたが、セイタカアワダチソウやオオキンケイギク等の特定外来生物ではありませんが、みるみる増殖している生命力はヤマユリを初めとする在来種にとって大変な脅威であると認識すべき植物であると思っております。今後、万葉の森や大衡城に侵入させないような対策を検討すべきと考えておりますが、村長はどのように感じているかお伺いします。

次に、今回の一般テーマでもありますヤマユリそのものについて伺います。万葉の森のヤマユリは7月上旬ごろより咲き始め、7月いっぱいは楽しめるようあります。今年も7月12日より27日までの期間、ヤマユリ祭りが開催されており、大衡村の初夏の一大イベントになっております。しかし、ヤマユリの花が咲くのはたった1ヶ月だけしかありません。これは大衡村の観光資源としても余りにももったいないと思います。ヤマユリの根元にある球根は、皆さんご存じのとおりユリ根であり、イノシシも好んで食べると言われております。もちろん、人間も古代より食用として珍重され、今でも日本料理や和菓子に利用されています。私はこのユリ根をこれからの大衡村の特産品としてぜひ育てていくべきと考えております。栽培環境や技術的に特別難しいところもないと伺っておりますが、ただ、栽培に時間がかかる、長時間の時間が必要だということであります。大衡村独自の水田転作作物として農立地利用を係ることは当然として、耕作放棄地になっているところや宅地周辺の里山や山林を利用して栽培することも可能ではない

かと考えております。そして、育てたユリ根を加工して6次産業化できればさらに弾みがつき、大衡村の新しい特産品として売り出すことができるのではないかと思います。私はヤマユリ、ユリ根を活用した農業並びに産業の活性化はこれからの大衡村にとって有望な施策であり、効果的な支援を行えば現在推進しているアスパラガスとともに大きな力になると信じておりますので、村長の考えを伺います。

議長（細川運一君）　　村長、答弁願います。

村長（萩原達雄君）　　おはようございます。

万葉の森等のヤマユリの保護と新たな資源としての活用はどうかということでありましたが、昭和万葉の森のヤマユリにつきましては例年7月中旬・下旬にヤマユリ祭りが開催され、園内の赤松林一帯に大輪の花が咲き、甘い香りに包まれ、期間中約1万2,000人の方が訪れる本村として貴重な観光資源の一つであります。議員仰せの話では今年は1万5,856人来られたという大分詳細な数字を出しておられましたが、まず1万2,000人から1万5、六千人ということであります。そういった皆さんに全県的に知れ渡っている本当に貴重な観光資源の一つであるということは私も認識をしておるところであります。また、大衡城におけるヤマユリにつきましても保護に配慮した除草作業が功を奏し、年々株数が増え、春の桜とともに多くの方々の目を楽しませるまでになっております。

ご質問にありますイノシシ被害とヤマユリの関係ですが、年々イノシシの出没エリアの拡大、それに伴って被害が拡大していることによって万葉の森、大衡城のヤマユリの球根であるユリ根につきましてもイノシシの格好の餌として被害対象となるのではないかと危惧されておりますが、指定管理者や職員等における定期的な巡視では現時点ではいずれの施設にも大きな被害は出ていない現状であります。なお、昭和万葉の森につきましては県の施設でもあることから、宮城県への本村の大切な観光資源としてのヤマユリの保護について村内でのイノシシ被害の拡大の状況等も踏まえての要請を行ってまいりたいとこのように考えております。また、大衡城につきましては現状としては村道塩浪竹内線沿いの既設フェンスによりイノシシの侵入は防止されているものと考えておりますし、これまで同様、ヤマユリ保護に配慮した除草等を継続することで保護に努めてまいりたいと考えております。

次に、ヤマユリの観光資源以外として大衡村の特産品、農地利用作物にはどうかというご提案ですが、ユリ根は高級食材であるとともに付加価値の高い農産物とされております。また、寒冷地、寒暖の差の大きい気候が好まれる作物であることから、北

海道が主な産地となっております。北海道が全国の総生産量の98%となっているそうです。その一方で、標準的な栽培方法を確認したところ、収穫まで約三、四年と長期の栽培期間が必要であることや、手作業による収穫、収穫後の保管や流通などにも相当な手間がかかり品質、商品価値の保持が大変難しい作物とのことでもありますので、今後先進地の栽培状況などの調査を行いながら村の特産品となる可能性があるかどうか検討してまいりたいというふうには考えるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

8番（高橋浩之君）　私が今回ヤマユリを一般質問するために考えたのが役場の各課の立場からこのヤマユリを考えたらどうなるのかと思ったところで、その各課の立場からヤマユリを考えたときどうするかということで、それに沿って質問してまいりたいと思います。

公園管理について都市建設課の立場で考えますと、イノシシの対策ということで電気柵やフェンス、わなの設置等がありますけれども、具体的にその対策を行う考えは今の回答ではなかったと思いますけれども、今後そういう電気柵、あるいはフェンスを設置するという考えは改めてないのかどうかお伺いします。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　大衡城、あるいは万葉の森ですが、自然の中で自然を満喫できるそういう施設でもございます。その中というのではないですけれども、その周辺に電気柵等々回すということはいかにも、それはそれで有害鳥獣の侵入は防止できるんだろうと思いますけれども、大自然の中でという前提に立つといささか電気柵を巡らすのはどうなのかなというような感じもまだしておるわけでありまして、ただ、被害が本当に顕著になってきた場合にはそれは当然考えていかなければならないものかとこんなふうに思っております。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

8番（高橋浩之君）　被害があってからでは大変遅いと思います。被害になる前に、遭う前に対策を施すべきだと私は考えております。それから昭和万葉の森、答弁の中でも県の施設ということがありました。これは県が昭和天皇在位60年を記念して宮城県が造成し、平成元年に開園して、大衡村に管理運営を任せて大衡村はまちづくりセンターに、第三セクターのまちづくりセンターのほうに管理運営を委託しているというような形であると思います。したがって、大衡村としてこの公園の保全、あるいはそういうことに関し

イノシシの対策とかというようなことに対して積極的に関与はしていない、今の回答でも、答えでも県のほうにそういう状況だということを報告して放置しているというかそういう感じで理解してよろしいんでしょうか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 今議員おっしゃられた内容の中で万葉の森、現在は県のほうから直接万葉まちづくりセンターが指定管理を受けているということでございますので、そのご認識でお願いしたいと思います。積極的な関与ということではありますけれども、現時点ではお話ありましたとおり実害といいますか実際に万葉の森の中にイノシシが侵入してというような現場ではない状況でございますので、特に指定管理者や県の担当の自然保護課とうにそういったイノシシ関連ではお話を直接させていただいたことは現時点ではございません。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） この件について後でまた別な観点からお伺いしますので、次に参ります。

大衡城、これは大衡村直接に管理している施設であります。そして、先ほど村長が答弁されたように村道の側にはフェンスがありますけれども、村道側だけでその周辺はがら空きなわけでございます。そうすると、フェンスがあってないのと同じでイノシシにもしが来たとしたら全然防御にはならないということです。今現在ヤマユリが咲いている場所は南側、大衡城の山裾の南側なところですから面積的に大した面積でもないのでフェンスを回すなり電気柵を巡らすなりというような方策で防御することは可能だと思います。大した面積でないと思います、それでも。そういうことをすることによってヤマユリを保護し、そして大衡村のシンボルたる大衡城の美観を保護するということはぜひ必要だと思うんですけれども、それでも改めてその対策を練るという考えはないのかどうかお伺いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 大衡城の公園につきましては、今議員ご指摘のとおり、村道側のほうにはフェンスが回されております。お話ありましたとおり、その周辺、上側のほうについては現実に回されていない状況ではありますが、先ほど村長の答弁ありましたとおり、現状としてまだ被害がないということと公園の景観上の話として現場のほうを改めて見てみても周辺をぐるっとフェンスを回すというのもいかがなものかなというところもありますし、現状トイレ、大衡城のところにトイレの清掃で毎日清掃員の方々清

掃していただいております。そういった方々にも被害の状況をリアルタイムで確認をしていただきながら被害状況等々は即座に確認をしていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

8番（高橋浩之君）　美観を損ねるというのも理由の一つにあるならば、もう一つ考えたのが、昔過去企画商工課の時代に新エネルギービジョンによって購入した水力を使った発電機システムがあったと思います。今現在どうなっているのかわかりませんけれども、それを大衡城の下に同じ用水路が流れておりますからそこに沈めて水力を動力にして電気を発電して、それで電気柵を回す。そしてそこには大衡村では水力によった発電した電力によって電気柵を張り巡らせていましたというようなことを書けば、また一つの話題提供にもなって美観を損ねるというよりもそれをこういうことを村ではやっていますというような逆にPRにもなるのではないかと思うんですけども、その辺の考え方はどう感じているでしょうか。

議長（細川運一君）　都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）　今ご提案いただいたものにつきましてはそういった今まで発想というのはございませんでしたが、視点を変えた発想だと思います。一つの参考にはさせていただきたいとは思いますが、まずは現状ご承知のとおりのり面が非常に急なところになっています。イノシシの特質といいますかそういったところも少し調査しなければならないのかもしれないんですが、現状のあの急なり面の中で今生えているヤマユリのところを上側のほうから侵入していくというのがなかなか現状としては非常にイノシシにとっても厳しい状況かなというふうにも現場を見て思っていたところでございます。逆に、村道側のほうにフェンス一部巡らされているんですけども、4か所ほど、少し切れているようなところがありますので、そういったところについては被害状況等に応じて逆に侵入防止といいますか対策等は必要になってくるのかなと思うんですが、その辺は大した事業費を要さずに対応は可能かなというふうには現場を見て思っていたところでございます。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

8番（高橋浩之君）　村長の回答がなかったんですけども、特定外来植物として今オオキンケイギク、あるいはハンゴンソウ、セイタカアワダチソウ等というのが近隣にもどんどん広がってきております。そして先ほども申しましたけれども奥田西線、あそこにはの

り面には黄色い花が咲いているんですけども、あれは多分ブタナだと私は判断したんですけども、それも特定ではありませんけれども外来植物であります。そういうのがどんどん広がってきてる現状を今度は大衡城、あるいは万葉の森に侵入させることは今までの在来種の植物を影響を及ぼす大きな原因になると思うんですけども、それらの回答はどのようにしてもらえるのかを伺いたいと思います。

議長（細川運一君）　村長、お願ひします。

村長（萩原達雄君）　外来の草、花を咲く草とかいろいろありますけれども、これについては代表的なのがセイタカアワダチソウですか。それが大衡城や万葉の森のみならず逆にあちこちの河川等々、敷地内、道路敷地のり面等々、そういったところにたくさん繁茂して、それこそこれまでの今まであった雑草、日本古来の雑草が枯らされて、話に聞くとセイタカアワダチソウは自分が繁殖するために毒素を出して周りの植物を枯らすそうであります。最後にはその毒素で自分も枯れてしまうんだというお話を最近といいますか前から聞いておったわけでありますけれども、そういったことで繁茂力が大変強いわけですので、これは公園のみならず農地も、一般の農地についても大変今厄介なものになっております。そういうことで、公園の中に1株でも見つけた場合は強力な殺草剤といいますかそういったものを使って駆除していかなければならないというふうには思っているところであります。なお、ユリでありますけれども、先ほど北海道が全国のシェア80%という話をいたしました。生産量の残りは東北なんだそうです。中でも北海道の中でも真狩村が日本一なんだそうです。細川たかしの出身地だというふうに大体私の頭の中でインポートして、真狩でここでは全国の3分の1を生産して出荷しているということであります。この真狩村が800トンの生産量だそうであります。栽培期間が三、四年をかけてということですから、大衡村で私前にも言いました村長就任後すぐぐらいにアスパラガスの振興を図ってみたらどうかということを提唱しました。そして、これも種まいてから三、四年で収穫できるということでありますから、大体似たようなスパンの中で生産ができるということですが、しかし、そこで問題であります。アスパラにしても村の特産品を目指して実験圃場等々も現在もやってますけれども、整地して補助もさせていただいております。しかし、なかなか生産の栽培の方法を熟知している者がいないというか、それでなかなか軌道には乗らない状況であります。アスパラにしても全部枯れてしまったという状況であります。言い出しちゃ農協に、JAにお聞きしましたところJAでも指導体制が全然なっていない。誰がアスパラの本当にエ

キスパートの指導員なのか全然わからない。誰も苗は農協でよこすんです、希望すれば。苗はよこすんですけれども、その後の栽培方法、あるいは病気とかそういったものの対処の仕方、そういうものはさっぱり教えてくれない。植えればただいいんだ、植えれば10年間は無条件で出荷できるようなことをキャッチフレーズで最初言っていたんですけども、全くそれは机上の空論であってそうはいっていません。なので、このユリ、これも本当に議員おっしゃることはよくわかるんです。その前にもキキョウの薬用に供したらどうかという話もありました。こんなことを言うと皆さんにお叱りを受けるかもしれません、そういうふうに提案してくれた方々が自分で実践しているのかと思って見れば、全然していない。ただ、議会に来てそれを言っただけというそれでは私は駄目だと思うんです。ですから、私はお願いしたいと思うのは高橋議員に農地もいっぱいありますから、農家ですから。ぜひ率先してその栽培に挑戦して立派なものを作つてこういうふうにするんだと、お前ら俺について来いというようなそんな気概で始まっていただければ大衡村の特産化もできるのかなというふうに思つておりますので、ぜひその辺についてもお願いしたいというふうに思います。以上です。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

8番（高橋浩之君）　今村長の答弁で今まで考えた産業振興課の商工部門、生産部門のことについての回答がいただけたのかなと思うんですけれども、つまり、本気でやってはいないと考えていいのか。そして、私今村長の回答と答弁の中で言われたんですが自分の原稿の中の一番最後に自分で作つてみようということを自分で書いていました。ユリ根を、ヤマユリを育ててみようということを自分の最後の答弁の質問の中に入れていたわけなんですけれども、それはそれとして、ただ村側はそういうことに関して積極的に活動、行動しないのではないかという気持ちが出てきたところでございます。いろいろ提案しているいろいろな方が議員、職員、住民の方が提案してもそういう回答をされるのではなかなか進まない。確かに農協のアスパラガスに関することに関しても農協が積極的に、そして率先的な専門的な知識を指導しないという問題はあると思いますけれども、アスパラガスにしろこのユリ根にしても大衡村が今メイン、ヤマユリというのはも全国的に県内でも有名になつてきている今がタイミングではないのかと私は思うんです。自分はつくりますけれども、ただ、村側もそれに対する積極的な姿勢を求めたいと思うんですけども、改めて村長のその姿勢をお伺いします。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君） ですから、先ほど言ったことに尽きると思うんです。村としては支援、当然これ本当に有望なものであれば支援は惜しまない、農業振興の一環として。これまでもですからアスパラなどにもやってまいりました。アスパラは私も作っています。すごくよかったです、最初は。そうしたら、枯れてしまったんです。何で枯れたか、それは私もわかりません。

アスパラの場合は、まだちょっと時間まだ30分ありますから話をさせていただきますけれども、アグリ457ありますよね、生産組織の。アスパラを1反歩ぐらい作ったんだそうです。3年目から収穫できるということなんですが、2年目に、3年目というのは本格的に3年目でばんばん出てくるという意味なんだけれども、2年目でも出てくるんです。それはいいものも出ています。それを出荷したそうです。最初10万円分の収穫をして10万円どこに納めたか知りませんけれども、産直なり何なりで売ったそうです、10万円。これはいいなと思って来年はもっととれるというふうに思っていた矢先に枯れてしまった。私もそうです。私も2年目に枯れてしまった。誰に聞いたらいいかわからぬい、どういう原因なのか。農協でもさっぱり指導する職員もいないし、村としてもまだ実証補助を出しているんです。変な話なんです。全然もう駄目になったのに何で出すんだろうと思うんですけども。村の職員も農業に精通した職員が今、皆さん当然議員でありますから見渡せばわかると思います。農業に精通した職員というのは本当に数えるしかいない。農業に精通した人がみな農林畑に今いるかと言ってもそうでもない。ですから、人ごとみたいになっているような気も私は思っています。農業に対して人ごとみたいな、職員ですよ。こんなことを言うと私職員のトップになっていて職員のことを言うのはちょっと変な感じもしますけれども、常に私言っているんです。農政についてどういうふうに考えるんだ、ちゃんとしっかりと駄目だということをハッパかけています、ですから。それは別な話として、ということでユリに限らずアスパラ、それから前にもありましたキキョウの根、そうしたものも本気になって実証的にやっていたら、そういう先駆的な人が私は欲しいと思っています。そういう方々には生産費の支援とか人的な支援とか、そういうものは本気になって考えていかなければならない。そうでなければ駄目なんだというふうに私は思っていますからぜひ議員も。ただ、ユリ、本当にユリは種で増えるんです、ばんばん増えます、種で。ただ、畑みたいなところでヤマユリが育つかどうかわかりませんけれども、一迫のユリ園、あれは畑というかそういうところでユリ園を作っていますから、ユリはヤマユリに限らずユリの根は全部食用

にできるんだそうです、ユリの根は。ですから、そういったことでぜひ手本となるような栽培をして実証していただければ村としてぜひ支援させていただきたいというふうに思っております。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

8番（高橋浩之君）　商工部門ということでちょっと確認していたんだけれども、村長、これ見たことがありますか、ヤマユリようかん。万葉茶屋とか万葉館で売っているわけなんですけれども、食べたこととか見たことがありますか。私は食べてみて感想としてはヤマユリの味がしたかどうかわからなかった。食感もなかった。よくよく見ますと、使用ヤマユリ量、全重量の1%しか使っていない。そして、生産しているのが愛知県名古屋ということで、万葉館なり万葉茶屋で販売はしていますけれども全然大衡村のヤマユリとは縁もゆかりもない。そして、万葉大使のキャッチフレーズ、写真、イラストもないというような形で、全然商品としての魅力を感じないわけなんです。ぜひ、私はユリ根を使ってそういう加工をして、家庭でもできると思う。甘煮にしたり何なり、水ようかんみたいな形でつくったりするということは可能だと思うので、そういうのに対して新しいキャラクターであるヒラマロ、そういうのをイラストなどをつけてやって大衡村の特産品ですよと。時間はかかるかもしれませんけれども、ぜひそういう新しい魅力を発信していくみたいと私は思っているんですけども、何か今までの村長の話を総合すると先駆者が現れればというような話ではありますけれども、それをバックアップする体制も作っていただきたいとなかなか進まないのではないかと私は思いますので、改めてそれも含めた考えていただきたいと思います。回答は同じだと思うのでそれはいいとして、次に進みます。

ヤマユリの栽培に補助というのは、条件的に下手に田んぼと畑だと逆に肥料過肥で多分育たないのでないかと思うんです。それを考えると山、山林、あるいはいぐね、里山というようなところとか、あと耕作放棄地みたいに柳が茂っているような全然放置されたところのほうが環境的にもしかするといいのではないか。村で所有しているウッドチッパーなどを使ってそういうところを管理することによって、逆にイノシシのすみかの駆除、あるいはイノシシ、そういう山林、いぐねとか何かを環境整備することによってイノシシがかえって侵入防止の対策になるのではないかと思うんですけども、あともちろん外来植物の駆除、それも含めて可能ではないかと思ってこのヤマユリのことを質問しました。改めて村長、そういう1つではなく複合的に考えた対策というのはこれ

から必要だと思うんですけれども、その考え方についてどう思いますか。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　全くヤマユリばかりではございませんけれども、そういった特産品目について環境保全の面からも、そして鳥獣対策といいますか有害鳥獣のすみ分けライン等々にもつながっていけばいいなというふうに思います。それで、今衡東地区でありますけれども、衡東地区でミツバチを、養蜂をされているグループでされている方がおられます。この間、サンプルをちょっと頂いたものですからなめてみましたけれども、大変甘いサンプルでした。大衡でもこんなに素晴らしい蜂蜜が取れるのかなというふうに思ったんですが、そのグループの代表の方に聞きますとこれを村の特産品にしたいという意気込みを吐露していただきました。ということであります。ですから、私さっき言ったのは議員が率先していいものを、ユリを作つてそれをどうだと、これなら文句ないだろうというようなものを出していただくと我々も応援のしがいがあるわけであります。ぜひそういうふうにしていただければというふうに考えているところでありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

8番（高橋浩之君）　話題を変えまして、教育委員会のほうにお伺いします。根本的なこととして昭和万葉について伺います。万葉の森は昭和天皇在位60年を記念して平成元年に開園した森林公園でありますけれども、万葉集でうたわれている植物の多くを含めて520種類の植物が植栽されているということであります。では、万葉集に納められているユリの歌は何首あって、万葉の森の48基の歌碑には載せられているのかどうかお伺いします。

議長（細川運一君）　社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君）　済みません。わかりかねます。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

8番（高橋浩之君）　万葉集には11首詠まれていて、ユリの種類は特定は、その当時ですからヤマユリだろうがオニユリだろうがそういう品種の特定までされていませんけれども、ただ、1首だけはつきりした品種の歌があります。それが万葉の森にありますけれども、「夏の野の茂みに咲けるヒメユリの知らえぬ恋は苦しきものぞ」、万葉集のたった11首の中でたった1首しかヒメユリと書かれていません。ほかは全部ユリなんです。なぜそれが万葉の森にあるのか。それは宮城県で設置したからということで、当時ヤマユリはこんなに有名ではなかったから別にユリの歌ということでヒメユリのことを言った

んですけども、ヒメユリというのは生息しているところというのは九州とか本州南部でしかないんです。そうすると、宮城県で万葉の森を開園しようとしたとき、ここに咲かない花の歌を詠っているということが何か不思議で仕方がないんですけども、あともう一つ苦情というか、万葉の森のパンフレットありますよね。これにヤマユリの群生という写真が載っているんですけども、この歌碑がある歌というのは何だかわかりますか。

議長（細川運一君）　社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君）　済みません。その件もわかりかねます。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

8番（高橋浩之君）　秋のマツタケを詠っているんです。ヤマユリの群生の写真を撮りつつ、マツタケの歌を歌碑を載せているんです。何かこの無配慮というのか思慮が足りないといいうのか、その辺に対して先ほど当初で村長から県の施設だからということではありますけれども、大衡村のパンフレットなんですよ。県のパンフレットなんですね、多分。そしてほかにも出てくるんですけども、そういうことに対して全然気づかないといいうかそういうことに思慮を回さないというのがどういうことなのか。興味がないのかと思議に思うんですけども、どうなんでしょうか、教育長。

議長（細川運一君）　教育長、ご指名でございます。

教育長（庄子明宏君）　興味がないということは全くありません。ただ、一つ一つの句を一句一句調べていってみないとなかなかわからない部分がありますので、今ここでこの句はと言われてもなかなか答えるのは難しいと思っております。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

8番（高橋浩之君）　ちなみに、村の花であるキキョウを詠った歌は万葉集に5首あるんですけども、万葉の森にも歌碑はあるんです。ただ、それはキキョウを詠ったというよりもただ単に7つの花をずっと並べただけの歌なんです、これにも載っていますけれども。全然キキョウのことを詠っているというのではないんです。そういう県の施設だからという形にはなるけれども、万葉の森というのはお客様、来園者からすれば県だろうが村だろうが関係ないと思います。来園者にとってはすがすがしい環境の中で森林浴を楽しみ、万葉のいにしえのロマンを感じられるような、散策する森林公园だと思うんです。どこが管理しようがお客様たちにとってはそれはただ本当に万葉の森を楽しみたいということであって、そういうことに関する配慮が欲しいと思うんです。ですから、県に

してもらうとかではなく、村がそういうことを気づいたらぜひ直してください、あるいはヤマユリが咲くころにはほかの11首のうちの10首、あるいはもっといいところでもいいですけれども、そういう歌碑をパネルに設置して展示してやる。あるいはキキョウが咲けばキキョウの歌を展示してあげる。そういうような、そしてそれに新しいキャラクターであるヒラマロのキャラクターというのがこれですね。これによると万葉の精であり村と歌の心を大切にするというキャラクターだそうですから、それにイラストをつけてヒラマロのイラストをつけて説明してあげる。そういう配慮があればお客様にとつては大変楽しみが増えるのではないかと思うんですけども、そういうことを県がしないのであれば村がやってあげるとそのぐらいの気持ちはないかどうか、もう一度教育長のほうにお伺いします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 万葉の館のほうで以前百人一首を詠みながら万葉の森の花を、草を見ながら散策するということはやっておられたようです。今現在は確認しておりませんけれども、そういう意味ではそういう活動はいいなと私は感じてはおりましたが、社会教育課のほうでこれを率先してやりましょうというところまでは気づいてはおりませんでした。ただ、大衡村の歴史散歩のほうには万葉集を取り上げておますが、そこでは歌がある森があるんだということだけでとめておりますので、今後、高橋議員がおっしゃるようなことをすることができるような状況の中であれば検討してみたいというふうに思います。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 村長並びに教育長にお伺いしますけれども、大衡村は枕詞に万葉の里と使っております。無線放送しかり、それからすくすくサポート事業で万葉すくすくサポート事業、のびのび万葉バス、山菜にも万葉の里ということでうたっておりますけれども、この全ては年間4万8,000人の来園者が訪れる昭和万葉の森が大衡村にあるからと思うんです、私は。その万葉の森の自然というのが平成元年から30年間の歳月をかけて全国有数のヤマユリの群生地として育ってきたわけなんです。つまり、バージョンアップしているんです。ところが、それを管理する人間のほうが全然開園以来バージョンアップしていないという考え方で私は思うんです。その辺の感想をお二人にお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君）微妙に、村長と教育長の考えを聞かれても微妙に違うところはあると思います。教育長は芸術的な文化的な面からお答えになるんだろうと思いますし、私は現実的な行政の考え方を述べてみたい。実は、この万葉の森、当初からヤマユリを群生させるために造成していた、県からもしていたところではないと私は認識をしております。ある時点ではヤマユリが咲き誇ったということで、その管理をしていたまちづくりセンターの従業員の方がヤマユリこんなに咲いていますよということを東北放送に教えてやったというのもおかしいんですが、ですから、取材に来てみたらどうですかということを言ったのです。それは本人から私聞きましたので。そうしたら、一躍有名になったということになります。そして、そのところをうまく雑草をよけながら刈って立てておいた。残してそこからだんだんまた増えてきました。大衡城を本来であれば2回刈っていたんです。大衡城は刈っていたんです、全部2回。ところが大衡城もちらほらとヤマユリが咲いて、いいないいなとみんなが言っていました。だんだんと増えてくるんです。種で増えるんです。なので、そうしたらちょっと群生してきたからヤマユリをみんなに見せたい、桜の公園ばかりではなくヤマユリもこんなにきれいなんですということをアピールしたいということの表れで、万葉まちづくりセンターと村の協議をして、そしてヤマユリが出ているところは1回目は刈らない、あとでは刈りますということにしました。途中からそうなったんです。最初からそうしたのではないんです。ですから、その辺、議員の皆さんもご承知をしていただければというふうに思います。

当初からヤマユリ園を目指して万葉の森もやっていたわけでもございません。でも、ああやって咲く、それをみんなに見せたいという気持ちは我々も持つていかなければならないとこんなふうに思いますので、よろしく。そしてその保存の仕方、今後も電気柵云々ありますけれども、電気柵を使うのは最後の最後であろうというふうに思いますので、何とかご理解をいただければ。そして、さらに商品化を目指す、そういう試みもいろいろ北海道なりの産地に行って、行かなくても、行くと旅費かかりますので、行かなくてもその情報を取り寄せてそして研究してみたいとこのように思っております。以上です。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 教育委員会ということではないんですけども美術館のフェイスブックのページを作っております、その中では美術館が置いてある位置からしての万葉の森との関係、それから季節ごとの桜とか藤棚とかそれからユリの花、秋の紅葉とコマ一

シャルは発信しているつもりですけれども、なかなか一つ一つの細かいところまでは行き届かないと思っております。また、2年前に万葉の森の中に和歌を募集しているというふうなボックスを置きましたそれを集約しまして本にもいたしました。でも、その後、それもなかなか続けられないのでありました。今のお話を伺いまして、今村長のほうから文化面とか芸術面というお話をされましたけれども、そちらの方向から今後やれるところからやってみたいというふうに改めて感じたところです。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

8番（高橋浩之君）　今回私一般質問でヤマユリについて考えたとき、いろいろな各課の立場から考えたら面白いと思ったんです。それで、例えば都市建設のほうからヤマユリのことを考えたらどういうことが考えられるのか、産業振興課から、健康福祉課だって考えていたんです。一応、ユリ根を乾燥させるとビャクゴウという漢方薬になるんです。ユリを漢字で書くと百合、読み方を変えるとビャクゴウ。ビャクゴウという漢方薬は効能は心をリラックスさせ眠りをサポート、肺を潤しあ肌を整える。乾燥の季節にお薦めの薬膳食材ですというようなことも見つかりました。そういう形でいろいろなことを考えてみた。総務課はなかったかなと思ったんですけども、あったんです。昭和57年に大衡村歌キキョウを制定しましたよね。それなのに平成元年に開園した万葉の森にはキキョウのちゃんとした歌がない。これは遺憾ではないかというような判断もできたのではないか。それはへ理屈かもしれませんけれども、考え方はそういう考え方でいくといろいろ考えられると思うんです。どうしても行政というのは縦割り、先ほども県が設置して村は余り関与しない、そこが縦割りではないのかと思うんです。そういうところを排除して横のつながりを強くすることによってヤマユリを新たな大衡村の特産として開発して、今現在推進しているアスパラガス、いろいろアスパラガスも大変難しい、駄目だというようなお話もありますけれども、それによって農業振興、商業振興、観光振興の一助になるのではないかという考え方の基、一般質問したわけなんです。

先ほども言ったとおり、自分でもヤマユリを作つてみようという気持ちはありますので、支援策があるのであれば早急に提示してもらえば私もその支援策にのっとって頑張ってみたいとは思うんですけども、何か県の施設だからとかというようなお話をいただくとすごくがっかりするわけなんです。そこは県だろうが村だろうが関係なくみんな来る万葉の森、大衡城であればその環境を整えるというのはできる人がやったほうがいいのではないかと思うんですけども、その辺の考え方を最後にお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 県の施設だからどうのこうの、村では何もできないんだというそんな懐の小さい、腹の小さいことを私は言うつもり毛頭ありません。県の施設であっても村で、あるいはまちづくりセンターでいろいろ管理をあれしているわけでありますから、管理する皆さんのご意向もいろいろあるようあります。中には笠地蔵を並べたり、並べるというのもおかしいんですが。あるいは、いろいろな木の彫刻をしてそれをモニュメントとして置いたり、いろいろ県にいちいちお伺いしてするのではなく管理者の創意工夫、発想でもっていろいろやっているようあります。なので、村としても別にそれにとらわれることなくやれるものは全てやってみるのも、これはいいことではないのかというふうに思います。本当に、先ほども申し上げましたとおり、ユリ、これは栽培、私はユリの群生地を保護するのはもちろんありますけれども、議員がおっしゃるとおり大衡村の特産物として栽培したらどうか、出荷するそういったことにつながればいいのではないかというのは私は大賛成であります。そうなってほしいと思う、私も。でありますから、それをどうか議員にも実践してほしいし、試験的に畑につくってみた、畑では駄目だなどいろいろなことがあると思うんです。そういうノウハウをいろいろ教えてもらって、それに対するめどが立てばそれに対するご支援も本気になって考えていかなければならぬと私は思っておりますので、どうかその辺、ご理解をいただきたいと思いますし、さらにユリの万葉集にユリの歌が詠っているのが11首あるということであります。議員のそういう研究心、うんちくの深さに私も敬意と感服をしながら今ここにこうやって聞いているわけですが、そのことを大事にして進めてまいりたいとこのように思っておりますのでよろしくご理解ご協力お願い申し上げます。以上であります。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順6番、佐野英俊君。発言願います。

2番（佐野英俊君） 通告順位6番、佐野英俊であります。

通告に従いまして一問一答で2件質問させていただきます。

まず1件目は村史編さん事務についてであります。

私は昨年度専任の村史編さん室長が配置された体制における村史編さん事務について2度質問し、昭和58年発刊の村史に続く増刊発行への期待や編さん事務の継続性を考え基本方針を策定し進めるべきと申し上げ、編集委員会の必要性や歴史を知る多くの方々の声を聞き編さん対象事業の選択は各担当課と調整の中で進めるべきなどと申し上げてまいりました。2月の総務民生常任委員会では課別に整理した村史へ編さんすべきとした事務事業の選択リストが、また3月の議会定例会におきましては村史編さんの基本方針は既に策定をしているとの村長答弁により大衡村史続編の編さん方針とスケジュールと称したワンペーパーがそれぞれ示されました。しかし、この4月から総務課長が村史編さん室長兼務の事務体制となったわけであります。前任者が2か年取り組まれた成果が適切に引き継がれ、村史の増刊発行が計画どおりに進むのかと心配するものであります。新型コロナウイルス感染防止対策に追われるなど、大変な年となり村総務課で抱える課題も山積みの昨今と思われますが、総務課長の兼務体制、現体制における村史編さん事務の進捗状況と今後どのように進めてまいる考えにあるのか、以上の2点について質問いたします。

次に2件目はおおひら子どもの心のケアハウスの設置について質問いたします。

心のケアハウスの設置に向け旧幼稚園舎の利活用、施設整備につきましては8月17日開催の全員協議会において、また昨日は赤間議員の一般質問におきまして心配する様々な意見が出されたところであります。私は事業の設置について伺います。1月20日に開催されました全員協議会におきます子どもの心のケアハウス事業の説明資料にありましたが、平成22年度では緩やかな減少傾向にあった中学校の不登校生徒の出現率が東日本大震災後の平成24年度からは増加に転じ、宮城県の不登校の実態は全国で最も高い状況が続いており、宮城県におきましてもスクールカウンセラーやソーシャルワーカー、心のケア支援員の配置などを初めとした学校を支える仕組みづくりや宮城行きたくなる学校づくり事業、これらを推進し不登校対策に取り組んできているところであります。今回設置されますおおひら子どもの心のケアハウスは学校復帰や社会的自立を目指す児童生徒の居場所づくりとなり、不登校対策の一層の充実が図られますことから大きな期待をするものであります。しかし、仙台市を除く県内34市町村における子どもの心のケアハウス、これらの設置状況を見ますと平成28年度に8市町、29年度に5市町、20年度に6市町でそれぞれ設置し、答弁にも予定されているようですがれども令和元年度末、今

年の3月末では28の市町で設置し、未設置は残り6市町村となりました。今年度に入り確認できる分だけでも大和町が4月から、大郷町が6月から、そして色麻町が9月から、さらに今朝新聞報道のありました村田町が心のケアハウスの運営を開始しております。これらのことから見ましても本村における設置、遅過ぎたのではと考えて次の2点について質問いたします。

1つは数年前に設置の市町村もあるが、本村での設置が今年度この時期になった事由は何だったのか。

2つ目は不登校児童生徒の学校への復帰を図るために従来から黒川地域行政事務組合が設置運営しております適応指導教室、黒川けやき教室との連携や調整が難しくなるのではと心配し質問するものあります。

以上の2件についてよろしく答弁お願いいたします。

議長（細川運一君） 村長、答弁願います。

村長（萩原達雄君） まず1点目の村史編さん事務についてということです。その中の1点目であります。現体制における事務の進捗状況はということのご質問であります、これまでに選定した119の事業を構成ごとに分類し、併せて再度事業の選定を行っております。その結果、全体の事業数は268となっており、追加された分について今後資料の収集を行っていることとしております。なお、構成ごとに分類したものはこれまで課長会議において資料として提示し、課ごとに事業が確認されており、その中で事業の追加等も行われておりますので、今後も随時課長会議において資料を提示しながら共通認識を図りたいというふうに考えております。

次に2点目の今後どう進めるのかとのご質問でありますが、今後も資料の収集を進めるとともに、事業ごとの編集作業に着手できればと考えております。

2件目の子どもの心のケアハウスの設置のご質問については教育長のほうから答弁をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上であります。

議長（細川運一君） 教育長、答弁願います。

教育長（庄子明宏君） では、2件目の子どもの心のケアハウスの設置についてご質問にお答えいたします。

まず1点目の数年前に設置の市町もあるが本村での設置が今年度になった理由はとのご質問ですが、宮城県における子どもの心のケアハウス事業は平成28年度に東日本大震災に起因する心の問題から生じる不登校や不登校傾向及びいじめ等により学校生活に困

難を抱えるようになった児童生徒の学校復帰や自立支援を目的に国の被災者支援総合交付金を活用して始まった制度であり、平成28年度は直接的に東日本大震災に起因する不登校児童生徒の在籍する主に沿岸部の8市町村が子どもの心のケアハウスを設置し、第1期の平成28年度から平成30年度までに19の市町で設置されております。その後、第2期として平成31年度及び平成32年度に県の募集が延長され、9市町で設置が進み、令和元年度末には県内28市町で設置運営がされているところであります。

本村での設置が今年度になった理由はとのご質問ですが、本村において平成28年度以降東日本大震災に起因する不登校児童生徒はいなかったことと、また、県教育委員会による小中学校への各1名のスクールカウンセラー配置、村でのスクールソーシャルワーカー配置により不登校児童生徒及び保護者に対する支援の効果が見られたこと、さらに国の交付金を利用した当該事業についての補助期間が令和2年度をもって終了する予定であったなどから子どもの心のケアハウスの有効性は認識しつつも本村では設置しておりませんでしたが、県において不登校の児童生徒の状況が沿岸部と内陸部において地域的な差が見られないため、東日本大震災に起因した不登校児童生徒に対する支援を基本としながらも広く不登校児童生徒の学校復帰や自立支援を対象とすることとし第2期の募集に当たり令和元年度に未設置の市町村に対し直接設置の働きかけを行ったところであります。本村においては学校に1日も登校しない完全不登校の児童生徒はありませんが、年間30日以上欠席する児童生徒が小中それぞれ数名おり、また不登校ぎみの児童生徒や別室登校の児童生徒もあります。子どもの心のケアハウスは不登校児童生徒の通所による支援に加え不登校を未然に防止するための学校支援や直接家庭を訪問しての支援等いわゆるアウトリーチによるきめ細かい支援が実施可能であり、また、設置に係る費用、経費及び運営に係る経費についても国の被災者支援総合交付金の交付は令和2年度をもって終了するもののみやぎこどもの育英基金を財源として令和5年までの補助を継続し、それ以後についても基金の残高により補助率は変動するものの補助が継続されるなど、財政なども総合的に勘案し令和2年度に設置することとしたところであります。

次に2点目の黒川地域行政事務組合が設置する適応指導教室との連携や調整が難しくなるのではとのご質問ですが、黒川けやき教室は平成13年度に黒川地域内の不登校児童生徒を対象に保護者や教職員からの相談対応及び不登校児童生徒に対し個々の状態に応じた学習支援を行い学校復帰を目指し設置された施設でありますが、基本的に通所によ

る支援となっております。不登校児童生徒の不登校の原因や状況は様々でありますので、個々の状況により学校や福祉医療部門及び子どもの心のケアハウス等関係機関が保護者と当該児童生徒の意見等も聞きながら十分に理解した上で一番よい支援の在り方を連携しながら調整していくことになります。また、けやき教室に通所するか子どもの心のケアハウスに通所するかの選択は保護者が行うこととなりますので、いずれに通所することになった場合であってもその後の必要な情報を共有するなど、各機関が連携して支援を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 答弁を頂きました。村史編さんの関係ですが、総務課長が村史編さん室長兼務となり、本務たる総務課長としての忙しい事務がある中、編さんすべきものを119から268に見直すなどいろいろと取り組んでおられることを聞きましてまずは安心しましたといいますかほっとした気持ちもあります。今回質問するに当たり、改めて昭和58年7月発行の初刊大衡村史の編さんの歩みについて目を通しました。大衡村として初刊号であったためでしょうが、当初から編集委員会を設置し、発行まで9年。先人たちの苦労と村史編さんの重みといいますか歴史をひもとき資料の調査収集、執筆する事務作業の難儀さというものを改めて感じさせられました。3月に示されました事務スケジュール、これでは令和11年度、2029年を発行時期としており、これから8年、9年ありますか、そういう中でどうしても私の中では現在の兼務体制で計画どおりに進められるのだろうかと不安がよぎります。本当に現在の兼務体制で計画どおりに、スケジュールどおりに進められると村長お考えなのでしょうか、伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 今まさに議員おっしゃるとおり、兼務体制ということでとりあえず総務課長が兼務しているわけでありますが、しかし、これは暫定的な要素が多分多々あるというふうに私は思っております。これから進めていく上で村史編さんに係る人材の確保、そういったものも視野に入れながら進めていかなければならないというふうには思っているところであります。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 答弁のとおり、これらの事務事業を進める上では人材確保、適任者、大変なことかとも村長の答弁のとおりと私も思います。

さて、3月定例会の際に当時の村史編さん室長、119を選択、各課から村史に編集する119事業が示された際に選択に当たっては関係する課との調整といいますかいろいろご意見も伺ってそういった作業を進めてきたと当時の室長は何か相談したのかしていないのか歯切れの悪い答弁を頂いたと記憶していますが、今回課長会議等で共有をしながら進め、今後も進めていくという答弁を頂きまして安心いたしました。しかし、これらの村の歴史を編さん編集する上では部外者たる専門的な意見をも必要とするといいますか部外者で構成に入っていただいての編集委員会も当然必要と考えますけれども、その辺の考え方についてどのように執行部としてお持ちかお伺いいたします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　村史編さんであります、今現在庁舎内の職員については過去の空白になっている部分、昭和57年ぐらいからですか空白になっている部分を熟知している現有の職員は本当に数えるぐらいしかいないというか、そしてさらに詳しく知っているのは余りいないのではないかと私なりには思っておりますので、外部の人材といいますか村O Bの方とか、あるいはそういった一般の人の長老の皆さん的な人、そういった方々も視野に入れながら協力していただけるか否かをお聞きした上で村史編さん委員会なりそういうもののの中に入っていただく、そんなことも選択肢の1つではないのかと。選択肢の1つというよりもそうしないとなかなかこれまでの歴史が完全に掘り起こすということがなかなか難しいのではないかと思いますので、ぜひそのようにしてみたいというふうには思っているところであります。詳しくは編さんに当たっている総務課長のほうに答弁をこの後にはさせます。

議長（細川運一君）　　佐野英俊君。

2番（佐野英俊君）　　村長からそこまで答弁いただけば結構ですというかそういう編集委員会の設置、当然のことだと思いますので答弁は結構です。

自治体におきまして歴史の編さん、これを進める一つの仕方、そういうものがあるのではないかと思います。ぜひ編集委員会などを早めに設置していただきまして、先ほども申し上げましたとおり歴史をひもとき、執筆まで至る作業、大変な難儀も要すると思います。ぜひ編さん事務の継続性を考えまして兼務ではなく専任体制で、村長答弁にもありましたが、専任体制での村史編さん事務が推進されますことを期待します。1件目、以上といたしますが、最後に村長、そのような中で答弁をお願いいたします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君） 先ほど申し上げたとおりであります。村史編さん室、課長兼務ではなくその中核となる人材を外部内部問わず発掘して、その作業に当たりたいとこのようには思っているところでありますのでご理解をお願い申し上げます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 次に、2件目の子どもの心のケアハウスの設置について再質問させていただきます。

最初に5月19日に開催された産教常任委員会の資料、私は総務民生に所属していますので配付だけでありまして、配付された資料が大衡子どもの心ケアハウスナビ、心のケアハウスですよね。心ケアハウスでいいんですか、まず。「の」が抜けているのではないかと単純なことですが。それはいいとしまして、この中でおおひら子どもの心のケアハウス経営方針、6ページにとじ込んであります。これは経営方針ではなく教育事務に関する支援事業ですので運営方針、県の補助事業名も運営、経営でよろしいんですか。

まず、1点目。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 運営方針が正しいと思います。

議長（細川運一君） 教育長、議長として答弁確認できませんでしたのでもう一度答弁お願いします。

教育長（庄子明宏君） 運営方針というふうに捉えております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 財源から言いますと県の、国県の補助という部分考える場合、その辺気をつける必要あるのかなと思って、余計なことですが質問いたしました。

さて、今年度設置について答弁いただきました。答弁のとおり、県において平成28年度からスタートしたみやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業、これは答弁のとおり東日本大震災の被災者支援を必要とする市町が優先されたという意味合いの答弁、それから補助財源から総合的に勘案したとの答弁をいただきましたが、今回財源を考える場合、28年から県のほうでスタートした心のケアハウス運営支援事業、それから今年度からスタートする事業と2本立てに考えられるのではないかと思いますが、28年スタート分は今年度が最終年度、その辺が大きく私は影響したのではないかとつていましたが、財源的に。どうなんですか。その辺、28年スタートした支援事業の最終年度ゆえにここでやらなければという考えが出てきたのではという勝手な考えを持っておりましたが、

その辺、いかがであったかお伺いします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 先ほど答弁したとおりでありますて、28年に第1回目の県からの心のケアハウス事業についてのお話がありまして、そのときには平成32年までは補助が全額100%出すというふうなお話でしたが、それ以降はどうなんでしょうかというお話を伺ったところ、その後については返答はありませんでした。その時点で、まさしく小中学校において、特に中学校においては不登校関係は数字的にはちょっと多かったんですけども、それではスクールソーシャルワーカーを活用してみましょうというふうなことで配置させていただきました。その結果、3年の間に中学校においてました不登校生徒のほうの数が徐々に減ってまいりまして、これであればスクールカウンセラーをちゃんと登用して今後継続していくべき適応教室等もありますのでやっていけるのではないかというふうな思いでおりました。それで、第1期につきましては受けないということでありました。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 大衡の場合、スクールソーシャルワーカーの配置による効果があり、ということは全員協議会の以前の説明の中でも記憶しているところであります。ただ、県のほうでは28年度からスタートした心のケアハウス、全自治体に設置するという考えもあったといろいろ県の資料を見ますと読み取る部分もありましたが、その辺は教育長のほうではいかように判断、確かにここに来て次なる財源も出てきた、それで教育委員会のほうから呼びかけも働きかけもあったということでありますけれども、28年スタート、平成32年度最終年度という部分、それが一番大きく事業決定の左右、今年度に設置するという決定に至った大きい理由ではなかったんでしょうか。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 財政的には第2期につきましては35年です。平成35年まではほかの奨学金等を使いまして何とか補填といいますか補正ではなく補助をしていけるというお話を聞いておりました。それ以降はどうなるんですかというお話を聞いたところ、それ以後についても何らかの形で県のほうで補助していきたいというお話もありました。2期目のときは直接県のほうから説明に来られまして、そのとき受け取ったのは私としては前回の1期よりは随分強い方針を示しているというふうな意味を捉えさせていただきましたので、それも合わせて第2期を遅ればせながら受けたというふうなところになって

おります。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 設置における決定、その辺のいきさつは理解するものであります。今まで示されました全員協議会の資料を見ますと28年度、しつこいようですが県のほうで28年度にスタートしたみやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業を早々に取り組んだ市町はどちらかというと児童生徒に対する適応指導教室の未設置の自治体が28年度の補助事業開始とともに心のケアハウス設置に向け早く動いたといいますか進めたのも事実ではないかというふうに思っておりますけれども、教育長はその辺どのように見られておられますか。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 適応教室につきましては本来13年度等から始まったときには全自治体に置けるように進めたいというふうな形で実施するということを伺っておりました。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） そういうことで平成13年度から進めたものの設置していない市町もあつたはずですよね。そういう中で今回県のほうにおけるみやぎ子どもの心ケアハウス運営支援事業が28年からスタートするに当たって適応指導教室未設置市町が早く動き出したのではないかと私はとっていますが、教育長はその辺どうとられているかという質問です。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） そこまでは考えをしておりませんでした。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 今回の心のケアハウスの設置目的といいますかそれらが示されております。それから適応指導教室においても設置目的が定められておるわけでありますけれども、いずれにいたしましても最終的な目的は同じであろうと理解いたしますが、ただ、言えることは心のケアハウスの設置により不登校対策の一層の充実が図られると考えますが、その辺、教育長の考えはいかがでしょうか。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 適応指導教室につきましては主体となるところが学習支援ということで、学習支援のところから学校に行けない子供たちを支援して学校の授業が楽しいんだというところに持っていくんだろうと私は認識しておりますけれども、ケアハウスのこ

とにつきましては何度かお話ししていますけれども、ケアハウスでは子供の状況に応じて時には学校まで足を運ぶアウトリーチをしての支援ができる、それから保護者及び子供たちが望めば家庭まで足を延ばして支援もできる。また、来所支援ももちろんできるという点からすると心のケアハウスのほうが用途としては非常に広い範囲で自立支援に向かって進んでいるものと今は認識しております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） そのとおりで、心のケアハウスのほうはその支援の幅が広くといいますか複合的なサポート、適応指導教室とまた違ったそういう支援体制という幅の広さを感じられる部分もあります。後ほど、その点また質問させていただきます。1月の全員協議会におきまして教育委員会の資料、長期欠席者の、先ほどの答弁にもありました、長期欠席者の状況と不登校児童生徒の状況についてこれらの説明いただいた際、答弁にもましたが、今まで大衡の場合はスクールソーシャルワーカーによる活動対応で実績を上げてきた。そのとおりかと思いますけれども、さらに適応指導教室、富谷市に設置されておるため距離的なものもあるのかなと当然考えるところであります。昨年度の通所あるいは相談の大衡の実態というのはもし把握しておればお答えいただきたいと思いますが。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 担当の参事のほうから答えさせていただきます。

議長（細川運一君） 参事兼指導主事。

参事兼指導主事（岩渕克祥君） 昨年度ということで今ご質問を頂いたところですが、昨年度けやき教室のほうに通所していた生徒はありません。その前の平成30年度につきましては1名通所している生徒がおります。なお、相談ということありますと昨年度、1件相談のほうはあったというふうに聞いております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 非常に件数的にはそのとおりで少ない。逆に考えますと喜ばしいことかも思いますが、長期欠席の状況あるいは不登校児童生徒の状況からしますと実績として非常に判断に迷う気持ちにもなるわけでありますけれども、わかりました。

教育長から説明いただきましてけやき教室、適応指導教室、確かに目的、似ておっても目的異なる部分あるのかと。ただ、学校生活への復帰を願うそういう単純にそのような思いで考えれば、先ほど申し上げましたとおり最終的目的は行き着くところは同じな

のかなという思いもするわけでありますけれども、そういう意味から適応指導教室と村が本腰を入れて10月からスタートする心のケアハウス、そういう意味での連携調整が今までより難しくなるのではと心配しましたが、答弁で一番よい支援の在り方を連携しながら調整し、情報を共有し進めるという答弁を頂きましたので安心する部分もございます。適応指導教室の設置目的、先ほど教育長の答弁にもございましたが、学校生活への復帰を図るという大きい部分、これに対しまして心のケアハウス通所支援から学校支援、家庭支援と複合的サポートを行う、さらには各市町村ごとに設置されることにより、先ほども申し上げましたが幅広い不登校対策が実現し、言い換えますと適応指導教室、これは所期の目的達成したとも考えられるのかという気もします。今後の不登校対策は子どものケアハウス事業に委ね適応指導教室、黒川けやき教室の在り方について検討も必要となってくるのではないかと考えますが、その辺、教育長どのように見られておるか伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 基本的には適応指導教室と心のケアハウス事業というのは同じものではなく、別々に立ち上げられているものとして今でも対応しているところです。ただ、県からもご指導がありましたけれども、独立はしているもののお互いに連携しながらやっていってほしいというふうなことは言われております。ただ、けやき教室に通う子どもたちの心情を考えたときに、心のケアハウスは地元にあるので余り行きたくない、だからちょっと遠いけやき教室のほうに行きたいという子どもたちも何人かおります。そういうところもありますので、一概に1つにするということは難しいところではありますが、富谷黒川地区の教育長会ではそのような話題も出ました。その辺については今後検討していくかなければならないだろうというふうなところになっております。また、先日県の方針の中で平成38年までにはけやき教室の考え方を心のケアハウスのほうに取り入れた形のものに変えていき、1本でやれるのではないだろうかというふうなお話もいただいております。ですから、そうなると今度は心のケアハウスとけやき教室がまさに今議員おっしゃるとおり1つとなって教育支援センターのような形になっていくのかなというふうに考えております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 目的は詳細見れば同じではないというそのとおりだと思いますが、最終目的、親、児童生徒の立場で考えますと心のケアを必要とする児童生徒、最終的には学

校に復帰するという不登校児童生徒の場合は大きい狙いがあると思います。施設ごとにその目的は異なる部分あるにしましても、いずれは同じ目的という判断からそういう平成38年に向けたそういう県教委の考え方もあるのかなと思いますけれども、私は早い時期にそういう検討もする時期に来ておるのかなと。黒川管内全ての自治体で心のケアハウスが運営されるわけですので、従来の適応指導教室、心のケアハウス、選択する側としては混乱することにもなるのかなと思います。ぜひ教育長方での検討をもしていただければというふうに思います。

最後に旧幼稚園舎の利活用での問題は多々あろうかと思いますが、ケアハウスの3期で掲げられております心のサポート、適応サポート、学びサポート、これらの3つの機能がぜひ複合的に行われ、大衡の子供たちから長期欠席者などが出ないよう大きく期待申し上げ、最後に教育長のこの心のケアハウス事業への取組、教育長としてのこういう事業への意気込みというと語弊あると思いますが、その辺の教育長の考えをお伺いし質問を終わらせていただきます。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 大衡村の子どもの心のケアハウスに要請されるものは非常に大きいということを今認識させていただきました。今後、社会的自立支援という立場におきまして一人一人の子供たちの目指すところをしっかりと捉えまして、スタッフ一同、そしてまた学校、それから家庭と連携の下に手厚く取り組んでいきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を1時といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順7番、小川ひろみさん。発言願います。

4番（小川ひろみ君） 通告順位7番、小川ひろみです。

通告に従い一問一答で3件についてご質問いたします。

初めに田んぼのオーナー制度をと題しご質問いたします。

全国的に農業人口の多くが65歳以上という現状であり、農業従事者の高齢化と後継者

のなり手不足が懸念されております。本村でも様々な対策をし、模索しながら今後の施策をしておりますが、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、今後が危惧されております。若い人材を少しでも確保していく仕組みが必要であり、大事になると考えます。多様な形での互いに支え助け合う温かさを広げる関係人口、都市と農村を途絶えさせない交流人口など多様な形を模索し農業従事者と消費者とのつながりを考えてはどうでしょうか。

1つに本村における農業従事者の年齢はどのような状況でしょうか。

2つ目、後継者対策としての育成をどのように考えているのでしょうか。

3つ目、就労者と消費者との交流を図り農業の魅力と重要性をアピールする取組の一つとして田んぼのオーナー制度を考えてはどうでしょうか。

次に、インフルエンザ予防接種の事業拡大をと題しご質問いたします。

新型コロナウイルス感染症はいまだ収束をする気配が見えません。宮城県においては先週の金曜日に仙台市内の小学校で児童生徒が感染した状況にございます。これからはインフルエンザの流行も危惧されます。日本感染症学会は8月3日に出した提言で医療従事者や高齢者、重症化の恐れがある人を含めワクチン接種を強く推奨しました。また、妊婦さんや子供にも早めに対応できるよう検討しております。本村においてインフルエンザ予防接種事業の拡充をすべきと考えます。

1つ目、インフルエンザ予防接種無料の対象と接種率の状況はどのようにになっているのでしょうか。

2つ目、新型コロナウイルス感染症により突然の学校休校は子供たちの授業時数にも大きな影響を与えております。そして、学習の遅れも懸念されております。インフルエンザによる出席停止は大体6日になります。これ以上学習の遅れなどのないためにも子供たち、ゼロ歳から18歳までのインフルエンザ予防接種を無料にできないのでしょうか。

3番目、新型コロナウイルス感染により就労に大きく影響している方々がおります。特に、自営業の方々は厳しい状況にあります。自営業の方々を含め国保加入者の方々へインフルエンザ予防接種補助金を考えてはどうでしょうか。

最後に、マイナンバーカードについてと題しご質問いたします。

マイナンバーカードを取得していない人は早めに取得するようにというチラシが国保の保険証とともに同封されてきました。マイナポイントやマイナンバーカードとはどんなものであるのか書かれてあります。本村における取得現在の状況はどのようになって

いるのでしょうか。マイナンバーカードの取得のメリット・デメリットはどんなものが考えられるのかをお尋ねいたします。

1つ目、本村の交付率の状況はどのようにになっているでしょうか。

2つ目、健康保険証として利用できるようになるのはいつでしょうか。

3つ目、郵送、パソコン、スマートフォン、街なか証明写真機からの取得が選べるようですが、役場窓口でもできるのでしょうか。

4つ目、本村でもコンビニ収納が始まりますが、証明書等がコンビニ発行できるようになる取組はどうなっているのでしょうか。

5つ目、カード取得のメリット・デメリットは何でしょうか。

以上について村長にお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 村長、答弁願います。

村長（萩原達雄君） 質問の項目いっぱいありますので、なかなか時間内に完結できるかどうかわかりませんけれども、頑張ってやってみたいと思います。

まず1件目の田んぼのオーナー制度をとのご質問であります、その中の1点目です。本村における農業従事者の年齢はどのような状況にあるかというご質問であります。2015年の農林業センサス確定値によりますと、本村農業従事者の平均年齢は63.9歳と宮城県平均の64.2歳、全国平均の66.1歳と比べ、若干ではありますけれども下回っている状況となっております。ただし、これは5年前の数字であります。おのずと平均年齢も現状は上昇しているものと推測しております。

次に2点目の後継者対策としての育成をどのように考えているかというご質問ですが、昨今の農業情勢を見ますとご質問のとおり本村のみならず後継者対策という言葉 자체既に全国的に数年前から、もっと前から言われて続けられております。村としましても黒川4市町村、JA、黒川商工会と連携し黒川地区後継者対策推進協議会として毎月各市町村持ち回りで結婚相談所を開設し、また、例年2月ごろにはアイリンクパーティーを開催し、実際にこれがきっかけとなり成婚された方も身近におられる状況となっております。今後もこういった活動を積極的に推進してまいりたいと考えております。

農業後継者対策ということではないね。結婚ですよね、これは。ということで、結婚を通じて農業後継者対策をしようということの現れだというふうに理解していただければと思います。また、後継者の育成に関して高齢化問題は農業のみならず全ての産業に対して起きている社会問題であります。農家自体の後継者、息子さんや娘さんについ

ても現実的に中小規模での経営ではなりわいとして生活が成り立たないためサラリーを求めるることは致し方ないことと思われます。村としても今年中にひと・農地プランの実質化に向けた地域ごとの話し合いを設ける予定で、各地域ごと、例えば実行組合単位等であります、その現状と今後の経営についてこれまでよりもさらに突っ込んだ話の場を予定しておりますので、特に注視してまいりたいとこのように思います。

次に3点目の就農者と消費者との交流を図り農業の魅力と重要性をアピールする取組として田んぼオーナー制度を考えてはとのご質問であります、議員ご承知のとおり、全国各地で企業や農業生産法人等が田んぼのオーナー制度を実施しております。これは有料で企業または生産法人等が管理する水田1区画の1年間のオーナーとなり、農業体験なども行いながらその田んぼで育ったお米を受け取ることができるものと、お米、あるいは田んぼですからお米ですね、畑であれば野菜等々なリますが、そういうものを受け取ることができるものとなっております。一般的には1アールを1口として契約し、1口当たり白米で40キログラム程度を最低保証するというもので、1口当たり3万円程度から6万円ぐらいいと地域やブランドにより様々となっております。生産者と消費者をつなぐ意味と、農地の保全という観点から大変重要なことは認識しておりますが、生産者としての各農家側の受け入れ体制と実施に当たっては十分に検討する必要があるものと考えております。

次に2件目のインフルエンザ予防接種の事業拡大についてのご質問であります。その中の1点目、インフルエンザ予防接種無料の対象と接種率はとのご質問ですが、定期接種の高齢者等インフルエンザ予防接種は65歳以上の方と60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓または呼吸器等の障害を持っている方で身体障害者手帳1級に相当する程度の方が対象となり、令和元年度の接種率は65%となっております。これは無料です。無料がそうなっております。また、任意接種のインフルエンザ予防接種では中学3年生が対象で、令和元年度の接種率は66%となっております。これも無料でありますけれども、無料といつても66%、3分の2しか受けられないということです。

次に2点目のコロナウイルス感染症の流行により突然の学校休校は子供たちの授業時数にも大きな影響を与えている。学習の遅れ等も懸念される中で零歳から18歳までの子供たちへのインフルエンザ予防接種を無料にできないかとのご質問であります、保育園や幼稚園、学校においては現在も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じながら集団生活を送っており、季節性インフルエンザの集団感染の拡大を防ぐためにも

接種費用の助成は有効であると考えてはおります。しかし、任意接種であるインフルエンザ予防接種は副反応などによる健康状態の変化にも十分注意が必要であり、子供については保護者の希望により摂取するものとなりますので、接種費用の助成については全額無料にするか否かを含め検討が必要と思っております。先ほども申し上げましたとおり、中学3年生でさえも66%しか、無料だといっても66%しか受けないということありますので、そういったことも勘案しながらそういうことが可能かどうか検討してまいりたいというふうに思います。

次に3点目のコロナウイルス感染症の流行により就労に大きく影響している方々もいる。特に、自営業等の方々は厳しい状況にある。自営業の方々（国保加入者等）へのインフルエンザ予防接種補助金を考えてはどうかとのご質問ですが、新型コロナウイルス感染症の流行による景気の悪化は全国的であり、さらに追い打ちをかけるようにインフルエンザの流行期も迎えようとしており、国ではインフルエンザに罹患すると重症化しやすい高齢者など優先度の高い方々への早めの接種をするよう呼びかける方針も明らかにされているところであります。インフルエンザ予防接種費用の助成を実施する際、国保の保険事業としての接種助成は難しいため一般会計の予防費で対応することになりますが、補助事業を実施するためには財政的負担も検証する必要があります。また、補助対象の範囲を何歳までにすべきなのかも併せて検証する必要もあります。インフルエンザへの感染を警戒し接種を希望する方も多く見込まれますので、それらも総合的に考慮しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

次に3件目のマイナンバーカードについてのご質問でありますが、その1点目、本村の交付率の状況でありますけれども、令和2年8月1日現在で732枚を交付しております。交付枚数の率は12.2%であります。全国の交付枚数率が18.2%となっておりますので、全国の率と比較すると本村は若干低い、こういう状況になっております。

次に2点目の健康保険証として利用できるのはいつかとのご質問ですが、現在国ではマイナンバーカードを健康保険証としての利用が可能になるよう医療機関や薬局のシステム整備を支援しており、令和5年3月末にはおおむね全ての医療機関等で導入を目指すこととしております。なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはカード保有者がマイナポータルを通じた利用申込みをする必要があります、8月7日から登録受付が開始されております。登録後の健康保険証としての利用は令和3年3月開始予定とされ、システム整備の整った医療機関や薬局で順次利用できるものとなります。

次に3点目の郵送、パソコン、スマートフォン、町なか証明写真機から取得方法が選べるようだが役場窓口でもできるのかとのご質問であります。マイナンバーカードの申請受付は地方公共団体情報システム機構が行っており、ご質問のとおり、4つの方法で申請が可能となっております。本村においては申請の受付は行っておりませんが、申請書の書き方がわからない場合やパソコンやスマートフォンでの申請の仕方等窓口において申請に対するサポートは随時行っておりますので、ご利用いただければと思います。

次に4点目の本村でもコンビニ収納が始まるようになるが、証明書等がコンビニ発行できるようにする取組はとのご質問ですが、宮城県内の証明書等のコンビニ交付の状況は令和2年3月末現在で11市と4町の自治体で実施しております。コンビニ交付サービスは住民サービスの向上はもとよりマイナンバーカードの普及促進にも効果が期待されることもあり、住みやすいまちづくりを目指す上での施策の1つとして検討してまいりたいと思います。

次に5点目のカード取得のメリット・デメリットはとのご質問ですが、取得のメリットとしては運転免許証などと同様に公的な身分証明書として使えることや、現在申込みが行われているマイナポイント、電子証明書を利用したeタックス、ご質問にありました健康保険証としての利用等のほか、民間サービスではオンライン口座の開設や住宅ローンのオンライン契約等公的個人認証サービスの活用が進んできているものであります。なお、取得のデメリットは特にあるとは思われませんので、今後もカードの取得促進に向けた啓発活動を推進してまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 多岐にわたるものですから1つ目の田んぼのオーナー制度の1と2を併せて再質問していきたいと思います。

宮城県内での今年3月末の65歳以上高齢化率は35市町村のうち24市町で30%越えであり、本村は27.1%がありました。昨年度より0.6%高くなり、徐々に高齢化率が上がっております。農業従事者の方々についての高齢化率は答弁書のとおりやはり高くなっています。本村の農業従事者の方々につらいこと、大変なこととしてお聞きしますと自然相手の仕事、体力が必要と答え、悩みとしては自然災害の猛威、農家をやめる理由で多いのは収入が不安定、高齢化、後継者不足がありました。何らかの対策を講じていくことが求められると考えます。この状況の中で新規就農者を育成することや非農家の方々

にも関心を持っていただくことが必要と考えますが、村長の考えをお伺いいたします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　田んぼというか農業の今現在直面している課題はもちろんこれまでずっとと言われてきたことありますが、後継者の不足があります。それからもう一つは大衡村を捉えてみれば耕作基盤の矮小化といいますか狭い小さい、そういったことで作業能率、効率がなかなか上がらない。したがって、規模拡大も思うような形ではできない。規模拡大ができないということはそれに伴って収入も限定されるという連鎖反応というわけではありませんけれども、そういったものがぐるぐるとなって、声はかけてもそれに呼応して新しく農業をやろうという人たちがはっきり言えば全くと言ってもおかしくないと思います。出現してこないというのが現状だというふうに思います。

議長（細川運一君）　小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君）　今村長が基盤整備がなかなか難しい、狭い農地、規模拡大ができない、全く農家の後継者、そういう部分でやる方がなくなっているという状況であるという答弁がありました。新型コロナウイルスの状況で食への自給率の関心を持っている人も増えたこと、これは現実的に本当だったのではないかと私は思うんですけども、食料自給率を上げるためにには消費者の人たちの手にかかっていると言っても私過言ではないと思うんです。そんな中で答弁書にあったように、生産者と消費者をつなぐというそういう仕組みというのがとても大切になっていくのではないかとも私は思っています。大衡の基幹産業は米だというふうにいつも村長言ってアピールしているとは思うんですけども、その1つとしてふるさと納税の中に返礼品として田んぼのオーナー制度とかいうものを考えていくということも一つの施策になるのではないかと私は考えますが、どうのようにお考えでしょうか。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　ふるさと納税制度の中でそういった特典を景品としてやっているところ、ほかにもあるやに私何か農業新聞とか何かそんなあれで見たことあるような気がします。まさしく今議員おっしゃったことはそういうことを大衡でも取り入れたらどうかというようなことだと思います。大いに参考になりますので、そういったことももちろん取り入れる余地、検討する価値はあるのかなというふうに思います。

議長（細川運一君）　小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君）　その一つのオーナー制度として、あともう一つはふるさと納税により

控除制度があるわけです。そうしたときに、大衡城から見える場所、大衡城というのは今大衡のシンボルという形で私は捉えているんですけれども、高額なお金をかけてあのぐらいまでしたわけです。そのところをもう一度いろいろな観点から皆さんのが集まる場所として考えるようになるためにも、昨日一般質問にありましたゆるキャラヒラマロ、そういうものをアピールを目的にした田んぼアート、そういうものを考えてそういうものを特典にするとかという部分を表にして個人や企業の皆さんを募集するとか、そういうことでなかなか集客のない大衡城でグッズの販売、それを収益に結び付けていくという取組をするのも私は一つの手立てではないかと思いますけれども、村長はどのようにお考えでしょうか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　議員の方々、いろいろおっしゃいます。ユリもそうです。振興策あります。皆さんそれぞれにご提案されます。みなもっともでございます。

議長（細川運一君）　　小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君）　　そうですね。高橋議員も先ほど大衡城の環境を整える、そういうことが必要ではないかということをおっしゃっていましたので、村長が言ったように私たちも一人一人一生懸命大衡をどのようにしていったらいいのかということを考えているということの現れだと私は思っています。そんな中で、本村でも住宅開発もいたしました。その中で非農家の方々も住んでおられます。お住まいの方々の中には米づくりや野菜づくりをお休みの日にちょっとやってみたいという方もいらっしゃいます。コミュニケーションを含めて近場での家族体験、田植えや稻刈りとか田んぼ見学、草刈りなどは本当に若い人が手助けをしてくれたらもっといいようになるのではないかとも思うんですけれども、そういう方の田んぼオーナーも募集して、また、野菜づくりの指導を含んだ老若男女での交流の場とする取組も今後検討していくのもいいのではないかと思いますが、村長、いかがでしょうか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　ですから、皆さんご提案されることは本当に素晴らしい理想的なお話であります。実現できれば本当にいいなと私も思います。偽りございません。ただ、そこまでいくのになかなか、皆さんそれぞれ今までいろいろなことを提案してこられましたけれども、実際に足を一步踏み出すのがなかなか大変なことがあったのでいまだに今の現状のままになっているのではないかというふうに思います。おっしゃることは本当

に理想的で最高だと私は思います。それはそれでいいんですけども、例えばいろいろな、先ほども申し上げました、高橋浩之議員にも。浩之議員、先頭になってユリ栽培してください、村でも支援しますと私は申し上げました。ひろみ議員もそれを今おっしゃったことをぜひ大衡の非農家のサラリーマン世帯の家庭の皆さん、あるいは主婦の皆さんやらを巻き込んで、サークル巻き込んで、そしてそうしたことをするべきになりますよくなるのかなと。ひろみ議員自身もよくなるのかなと私なりにも思うわけであります。ぜひそういう行動を起こしていただければというふうに思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 行政での手助けも必ず必要になると思います。私たち議員と非農家の方々とかいろいろな取り組みをすると言っても限度があります。住民の方々は職員の方々、それからいろいろな施策に期待をしていると思いますのでそういう部分も含めてこれからいろいろなこと、私も今いろいろなことを申し上げましたけれども、そういう観点からも考えていただきたいと思っております。

次にインフル予防接種の事業拡大をして再質問させていただきます。平成27年12月議会においてインフルエンザ予防接種について私自身質問しております。今回は再質問となります。そして同僚議員の高橋浩之議員も質問しております。答弁にあったように、国ではインフルエンザ予防接種を巡り優先度を提示していくようです。また、重症化の恐れのある高齢者、持病のある人、医療従事者や妊婦さん、子供たちにも先行させる方向を示しました。インフルエンザとコロナウイルス感染症は症状の見分けがつきにくい。同時の流行が危惧されるとし、今冬におけるインフルエンザ予防接種を強く推奨しております。子供がインフルエンザにかかれば親御さんの仕事にも影響があります。答弁ではそういうことも考えていく余地があるような答弁でございましたが、本村独自の施策として今冬のみでも事業の拡充を強く求めていきたいと思いますけれども、村長、いかがでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 今日の河北新報でしたか、大和町のインフルエンザの予防接種に対しての助成金額も提示されておりました。助成のありましたけれども、大衡もそういった意味では検討していかなければならぬのかとも思っておりますが、大衡は基本的に65歳からは無料というふうにさせていただいております。小川議員がおっしゃられる自営業者、国保加入者の方々には無料にしたらどうかというご提案の質問だったように思いま

すけれども、それも大衡村、無理すればできないこともないわけですが、しかし、一方国保の方々だけに例えれば助成をするという考えはどうなのか。社保の人たちは外れるわけです。ただ、会社から出るでしょうとか何だとかといろいろありますけれども、ただ、村としては村の財源を使うわけですから国保も社保の方も平等に扱わなければならぬといった意味でどのようにしたらこれがうまくいくのかということを、実はその話題もこの質問の検討会の折に出まして、今後早急に検討していかなければならぬとは思っているところであります、ここでするとかしないとかそういうことは明言はできませんのでよろしくご理解いただきたいと思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 村長言ったように、今日の河北新報で大和町で15歳未満を対象に予防接種に助成という形です。大和町は1回当たり1,500円、黒川郡と富谷市の指定医療機関18か所で接種した際、各機関が定める料金から1,500円を差し引いた額を支払うという助成である。助成対象は6か月から12歳、接種2回分、13歳から15歳は1回分、期間は来年1月31日までということでした。これで町の保健支援課の担当者の方は子育て世帯の負担を軽減し不安解消につなげたいというコメントを載せております。新型コロナウィルスの感染症によってとても不安な部分、インフルエンザとともに流行が一緒になっていく部分があるわけです。そして、仙台市では学校が2人の感染者が出たことで休校というんですか、そういう部分が三、四日ですか、消毒とかいろいろな部分がかかるという部分でそのような状況もございました。そういうことも考えられないわけではありませんので、ぜひインフルエンザ、先ほど答弁の中で保護者の希望により接種するものとなりますので接種費用の助成については全額無料にするか否かを含め検討が必要という答弁も頂きました。村長が全く今言ったのと多分同じようなことだと思いますけれども、今年に限ってはぜひこここのところはしていただきたい。そのところは強く私も要望したいと思いますが、改めてお伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ですから、先ほども申し上げましたとおりです。保護者の希望、本人の希望よりもまず保護者の希望です、子供の場合は。本人は注射なんか大嫌いですから、本来であれば。ですけれども、保護者がですが、それも接種率、中学校3年生をとってもみると接種率は66%だということあります。12歳まで全員に対象にしたとしてもそのパーセンテージは余り変わらないのではないかというふうに思います。でありますから、

全額無料にすると受けた人は全額無料ですから全額恩恵を被るわけです。受けない人は受けないからあなたが受けないだけの話だから何も関係ないでしょうというわけにもいきません。私は公平な村費の使い方はしなければならない、完璧というのは何にしても望めないわけですけれども、より公平なそういった使い方、こういうものをしていかなければならぬ。でも、希望によってそれは私はいいですという人はそれはまたそういうことだと思うので、いろいろな観点から考えて検討して、そしてできるかできないかも含めて検討してみたいと思いますが、このインフルエンザの注射の件については健康福祉課長に答弁を補足させますので、よろしくお願ひします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 村長が申し上げましたとおり、村としましては公平な立場でというのがもっともだと思います。現在、コロナ禍の中でインフルエンザの流行期も迎えるということで、議員おっしゃるとおり懸念されているところだと思っております。健康福祉課としましてはインフルエンザの予防接種は65歳以上の高齢者につきましては大衡村は無料で接種をしていただいているところでございます。近隣自治体につきましては自己負担の徴集がなされているところでございます。なお、子供たちにつきましては先般8月24日に厚労省のほうでは低学年の子供については接種を行うように薦められているところでございます。なお、課内でも十分検討した上で今後の接種についての在り方を考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 予防接種というのは重症化、そういうことがならないようにするのが私予防接種だと思うんです。軽く済むとか免疫を入れるわけですからある程度熱が上がったりとかそういう部分もありますし、重症化すれば医療費も影響してくると私は考えるんです。そうしたときに予防接種をするような方向でやったほうが医療費の部分でも、またその相乗効果があるかどうかはそこのところは検証というかそのときのその人がかかるかからないその人たちのニーズにもよるとは思いますけれども、医療費にも影響するということを考えれば無料というか子供たちに対しては今回は無料にするような方向をしていくのが望ましい形ではないか。そして、村長がいつも言うように子育てについていろいろなことをやってくださるように子供たちの支援日本一というかそういう一番の村にしていきたいという部分でそういうことを考えていくのがいいのではないかとは思います。答えは多分同じような答えになると思いますので、私の思いを伝えたいと思

っております。

次にマイナンバーカードについて、こちらについてお尋ねいたします。1番目の本村の交付率の状況はという質問をさせていただきました。なかなか低迷、全国的にこれは低迷な部分で交付率を上げる取組というのはなかなか難しいんだろうとは思うんですけれども、職員の方々の交付率の状況というのはどういうもの、どのぐらいなのかわかるのかお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 担当課でよろしいですか。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 職員の取得状況については住民生活課では把握しておりません。

議長（細川運一君） 把握しておりませんということです。小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 把握していないという部分はあるんでしょうけれども、多分皆さん多分取得しているのかなという部分も考えてはいるんですけども、取得するしないというのをなぜ村民の方が住民の方が取得しないのかというのを考えたときに、職員の方々が取得してこんなに簡単にできるんだ、こういうふうにすればいいんだということを啓発できると思うんです。そこで取得して一番どういうことが取得するメリットとして大事なのかということを啓発する取組が必要だと思うんですけども、どのようにお考えでしょうか。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） マイナンバーカードを取得するメリットとしては、カードの発行が始まった折、写真付きの身分証明書として使えるというのが第1の利点であるということで始まっております。今後、保険証として使えるようになるんですが、そちらも実際そのメリットとして出てくるのが、村長答弁にもありますとおり、医療機関や薬局等の整備が済んだころ、そこら辺からメリットが出てくるものと思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 総務課長、職員の交付率というのは大体わかるかお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 正確な数字ではありませんけれども、職員本人プラスあとは扶養者の関係も含めて大体9割ぐらいではないかというふうには思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 9割の方々が取っているという部分で、全国的なという部分と村民の

方々の交付率も20%を切っているという部分のその差というのは物すごいと思うんですけれども、その辺はどのような部分でそうなっているのかと捉えているのかお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 職員の場合につきましては、共済組合のほうから保険証と一体化されるということで取得の促進がなされているところでございます。その関係もありましてこの取得率が高いのかなというふうには思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 今の答弁であったように保険証として使えるということが一番の利点、そういうふうにすることで先ほど答弁によると保険証として使えるのは令和5年3月ですか、こここのところで言うと最終的に何か終わるのが。それでよろしいんでしょうか。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 保険証として使用できるのは令和3年3月からでございます。

ただ、医療機関や薬局等での全国的な整備の完了を目指すものが令和5年3月というふうになっているものでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 高齢者の方々、なかなか手続が難しいというか面倒くさいというかそういう部分があると思うんですけども、そういう部分で先ほど答弁では申請書の書き方がわからない方やパソコン、スマートフォンでの申請の仕方等窓口において申請に対するサポートを随時行っておりますという答弁をいただきました。これはとてもすごいことだと思うんですけども、大体1日どのぐらいの方が来ていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 毎日必ずそれに対する住民が来ているわけではありませんが、現在マイナポイントの申請も受け付けておりますので、そちらも勘案すると大体日平均1人、2人ぐらいは来ているものと思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 本村でもコンビニ収納がそして始まります。そんな中でマイナンバーカード普及にはいろいろな部分でこのコンビニの収納とか証明書がコンビニで取れるというのがすごく利点になると思うんですけども、住みよいまちづくりを目指す上で施

策の一つとして検討してまいりたいという答弁をいただきました。この中でなかなか証明書等がそういうことがコンビニ等でマイナンバーカードを使ってとれないという状況はシステム上での問題や経費などどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） コンビニでの証明書、住民票等の交付についてはシステムの整備も必要でございますので、それに対する財源的な問題もあるものと認識しております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 財源的な問題があるという部分で、なかなか村税のコンビニ収納もうでした。コンビニでの支払いができるというのにはシステム上いろいろな部分が経費がかかるという答弁をずっと何人かの議員の方々が質問したときにももらってようなお答えだと思っています。それは今となってそういうことは多分マイナンバーカードが普及した折にはこれが当たり前の世の中になっていくんだと思うので、こういうところはお金がかかるかもしれないけれどもやっていくことがもう通常の事柄になるのではないかと思いますが、その件についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 費用対効果を考えれば現時点ではかなりマイナスであります、率直に申し上げて。しかし、いずれ近い将来に全国でそれが標準というふうになるというふうに思います。でありますから、本来であればそういう制度を一本化して、国が一本化して自治体が負担をする部分、今あるわけありますけれども、そういったものもちゃんと平準化して国で全部自治体にネットワークをちゃんとするのが本来は私は思うんですけれども、そういうふうになっていない。各自治体自治体でその費用を負担しているということでありますから、でも、多額の費用をかけて費用対効果はマイナスであります、今現在は。しかし、この世の中の流れといいますかそういったものでありますから、やっていかないと時代遅れの自治体というレッテルも張られますので、そういったことでやっていくということであります。ご理解をお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） マイナンバーカード、あとこの取組の中で証明書とかそういうものにだけ使うのではなく、健康情報の提供とか高齢者の移動支援、図書館の利用とかそういうものの、あと先ほど言った各種証明書の発行の支援、自治体の業務の効率化、特典などを行っている自治体もあります。地域経済の活性化のために地域で利用した場合に独

自のポイントなどを付ける自治体もあります。そういう取り組みもこれから必要だと思
いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　いろいろな特典もその自治体自治体によっても違うだろうし、今ポイント制とか何とかとそういうのが大分、何につけてもはやっているようありますから、ポイントを得るためにそういうことをやろうというのではなく、原点に立ち返っていろいろなネットワーク、統一したもので事務事業が完遂するそういった利便さ、そういうものを求めて皆さんマイナンバーカードを取得されて、実は私も持っているんです。マイナンバーカード、ちゃんとしたのを持っています。ということで、私もちやんと所持しておりますのでご理解いただきたいと思います。

議長（細川運一君）　小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君）　村長がちゃんとしたマイナンバーカードを取得しているということで、私は実を言うと取得しておりません。なぜかと言うと、マイナンバーカードで何が、今免許証あればまだそれで十分なのかなという部分と、それが通知カードで別に番号あればいいのかなという部分があるんです。だから、今回メリットとかそういう部分でどんなふうにすれば普及啓発、皆さんに村民の方々にわかっていただけるかということを私自身も今回わかりたいと思っての今日は質問でした。

最後に、全国的に異常な暑さが続いている中、本村では空調機の故障により冷房が効かない状況にあります。そんな中で毎日お仕事されている職員の皆様に感謝したいと思います。

これで質問を終わります。

議長（細川運一君）　ここで休憩をいたします。

再開を2時5分といたします。

午後1時54分　休憩

午後2時05分　再開

議長（細川運一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順8番、佐々木春樹君。発言願います。

6番（佐々木春樹君）　通告に従いまして一般質問をさせていただきます。一問一答で通告しております。

1件目です。パークゴルフ場の村民開放日を設けてはどうかと題して通告をしております。

現在コロナ禍の中でいろいろな村のイベント等中止というふうなことになっておりまして、村民体育大会や各種お祭り、そういったものが自粛されている。また、地区での行事もほとんどない。今夏休みも終わっていますけれども、夏休み期間中子供たちと地区とで行事をするとかということも今年はなかった。今年の夏の思い出といえば草刈りぐらいかなというのが印象にあるような夏がありました。こんな中で、何か村としてできるものはないかというふうに考えたときに、パークゴルフであれば3密も避けられるし、子供から年配の方まで楽しめるのではないか。また、パークゴルフを愛好している方、たまに行う方、そういった方々からも村のパークゴルフ場、いつ行ってもいっぱいだ、大衡の人は全然いない、大衡の人に対するメリットも何もないというふうな話を皆さんもされているのではないかと思いますが、こんな中で開放日というものがあって村民が自由に時間を気にせず行って、今まで年に1回ぐらいしか顔合わせない、運動会でしか顔合わせないとかそういう人たちがいたのが運動会もないので全然会えなかつたという人たちとも顔あわせたり、地区の仲間たちとかそういった方たちと勝ち負け関係なく何か運動を楽しむ、そういったイベントできないのかと思いまして1件通告をしておりました。

また、関連して今年12月まで様々な行事自粛ということで行っておりませんが、年を越して新年会、それから成人式、特に成人式に関しては今から着物の準備等も始まるのかな。とっくにしているんだという方もいると思いますけれども、そういった方々のためにも村としての方向性を出したほうがよろしいのかなということで通告しておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） 教育長、答弁願います。

教育長（庄子明宏君） それでは佐々木春樹議員のパークゴルフ場の村民開放日を設けてみてはどうか等について答弁させていただきます。

1件目の村民開放日を設定し、その日は村民でパークゴルフを楽しめる、勝ち負けなくみんなで楽しむイベントを企画してはどうかとのご質問ですが、パークゴルフ場は平成16年にオープンし、令和元年度の1日の来場者の平均は257名で、多くの愛好者でにぎわっております。社会教育課といたしましてはパークゴルフの楽しさを広く知ってもらうために広報8月号の折り込みチラシでお知らせしておりますように、初心者限定親子

でトライパークゴルフと初心者限定できると楽しいパークゴルフの教室を今年度新たに企画しております。村民の開放日を設けてのパークゴルフも検討しましたけれども、初心者から上級者まで混在しますと初心者の方々が気軽に楽しくプレーできないと考え、まずは2時間の2コース貸切りでプレーしていただきパークゴルフの楽しさとマナーを知っていただくことがパークゴルフ人口の底辺拡大につながるのではないかと考え、企画したものであります。

次に2件目の新年会、成人式はどのように考えているのかとのご質問ですが、新年会につきましては今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況を見ながら判断してまいりたいと考えております。成人式につきましては会場は毎年平林会館で行っておりますが、平林会館では3密になりますので中学校講堂か小学校体育館に会場を変更するとともに、来賓の方々への招待を縮小して飲食を伴うアトラクションを行わず、式典のみの開催を考えているところです。

以上となります。よろしくお願ひします。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） この質問通告したときに教育長が答弁するとは想像しておりませんで、ちょっと戸惑っているところであります。

答弁にありましたけれども、平成16年からオープンして当時協会なども立ち上げて村民に広くパークゴルフを普及する活動もしていたかと思います。昨年の1日の平均が257名ということのご答弁でしたが、最大でどのくらいの方が入っていて少なくともどのくらいというふうなところを把握していれば、また、大衡の村民の比率、どのくらいになっているのかお伺いします。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） パークゴルフ場、昨年一番多かった月が4月294の平均になります。その次に5月で276人、6月で263人と300を超えたのがありませんが、11月は292名となっております。1年間の平均が257、3月はゼロになっております。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 最大人数をお伺いしたのはパークゴルフ場貸切りにした際にどのくらい負担を見なければならぬのかということを把握したくてお聞きしました。

では次に、答弁の中で初心者限定の募集をかけております。それで、チラシが8月31日締切で出ていると思うので、もう申込みがあるかと思います。どのくらいの応募が

あったのかお伺いします。

議長（細川運一君）　社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君）　8月号の広報にチラシを載せました。パークゴルフの一般の方ですけれども、3名の申込みがあります。それから親子でのパークゴルフは2組で6名でございます。

議長（細川運一君）　佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君）　行事がなくて8月にチラシを入れての募集なのでこういった結果なのかなというふうに思いますが、せっかくいいことなので再募集というんですか、もう少し人を集めの努力をされたらいかがかと思うんですが、どうですか。

議長（細川運一君）　社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君）　佐々木議員おっしゃるとおりでありますと、今後追加募集を行います。広報にてパークゴルフの初心者の方を集いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（細川運一君）　佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君）　この講座の要綱というか見ますと、講師にパークゴルフ協会の方が入っておるようです。パークゴルフ協会は公民館が担当というふうなことで認識してよろしいんでしょうか。

議長（細川運一君）　答弁はこちらに求めたいと思います。社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君）　パークゴルフ協会のほうは社会教育課のほうでの事務局とはなりません。講師のほうはせっかく協会がございますので、マナーとともに学びやすいということで協会の方にお願いしております。

議長（細川運一君）　佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君）　そうですよね、担当が違うんです。パークゴルフ協会も先ほど最初に言いましたがオープン当初、16年ごろですか、いろいろな理由があって産業のほうで見ていたんだろうと。今普及活動、またパークゴルフに触れ合いましょうというふうなことをしているのは社会教育というふうなところで、ちょっと横のつながりがうまくいくといつていればそれでいいんでしようけれども、パークゴルフ協会そのものがオープンというか開始当初とどういった推移で進んでいるのかを把握しているのはどちらになりますか。おわかりの課でお願いします。

議長（細川運一君）　産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 現在、今お話ししたいたとおり大衡村パークゴルフ協会の補助金の支出担当の課といたしまして産業振興課でございまして、事務局そのものは既にパークゴルフ場のほうに事務局、ですから、まちづくりセンターのほうで担当させております。その辺の経過でございますけれども、平成16年に8月だったと思いますが、大衡村パークゴルフ協会を設立いたしました。その際の事務担当を私がさせていただいたところでございます。当時はたしか13愛好会が所属しておりまして、300名以上の、当初ですから、スタートですから全くやったことがない方々それぞれ募って、各地区募っていただきまして300名程度の規模、以上の規模でスタートさせていただいたところでございます。ただ、その後、やってみたりある意味幽霊会員というような部分もございまして、現時点で把握している数字については所属の愛好会につきましては12の愛好会、会員については176人というふうな数になっているところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） お任せしているというふうなことですけれども、協会に入っている方とこの間一緒にパークゴルフしたんですけども、当初は指導員というふうな立場の中で随分子供たちにも教えたんだけれども、今パークゴルフ場に大衡の人、子供たち全然いないんだ。なかなか新しく会に入る人もいないんだというふうなお話もありまして、もう少し村としてのパークゴルフ熱を起してほしいというふうなことも話されておりまして、そういうことで村民デイというんですか、この日は大衡村の方貸切りでパークゴルフ楽しみましょうというふうな日があってもいいのではないかという声は、みんなからとは言いませんけれども結構な人たちから聞かされておりましたので通告しております。答弁書の中にも開放日も検討したというふうなお話です。どういったメンバーどのような検討がなされたのか伺います。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 当初2通り考えました。開放日を設ける、1日とは言いませんが半日の開放日もやってもいいのかなと思ったんですが、初心者の方が気軽にできる、あおられないようなプレーをしていただいてやはり楽しいんだなと思うことが一番かなと思いました、今回は貸切りを2時間行ってコースを楽しんでいただこうという企画になりました。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） どういったメンバーでご検討なされたんですか。

議長（細川運一君）　社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君）　済みません。社会教育課のほうでまず企画しまして、教育委員会で決定したものでございます。

議長（細川運一君）　佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君）　私の質問は村民の日を、開放日を設けてはどうかという質問ですので今後というか検討、教育委員会でしたようすけれども、村長等ともお話ししていただいてこういった開放日というか村民挙げてパークゴルフをする日を設けるというふうなことをご検討なされる気はございませんか。

議長（細川運一君）　教育長。

教育長（庄子明宏君）　先ほどからお話の中にはしていますけれども、底辺を増やすということからほかの方法を使って村民のための開放日というのを、ちょっと社会教育課だけ、教育委員会だけでは決められないところですので産業振興課、それから村長部局と話し合ってやっていかなければならぬ部分だと思っております。

議長（細川運一君）　佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君）　村長はこういったお話、どのように思われますか。お考えですか。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　お答えになるかどうかわかりませんが、実は村民パークゴルフ大会、村民開放日ですから……。初心者向けの公民館主催でやりたいんだというお話は教育委員会のほうからありました。しかし、その前からパークゴルフ場に行った折に大衡村民の方々がかなりきょろきょろして探さないと見つからないというそういう現象がここしばらく続いておりました。それはなぜかと申しますと、大衡村の人がパークゴルフをしなくなったというよりも高齢の方は当然リタイアした人もおられますから、新規の愛好者が増えてこないということが大きな原因であります。これは大衡村のパークゴルフ場として本当に存亡の危機は大げさでありますけれども、そんな感じを私持ったものですから、ぜひ大衡の皆さんにパークゴルフをやってほしいということを常々言っていました。それに呼応したわけではありませんけれども、公民館でそういったことをやるということでありましたが、しかし、もっと実は今申込み状況を聞くと少ないようでありますから、もっと大きく対象者が集まっていたらいいやれないものかとは思っております。いずれにしても、大衡村の人がだんだん減ってきたということが本当に残念といいますか非常に大変だ。昔は議会の皆さんとも、執行部と議会でしたか、球技大会、ソフトボ

ル等々やっていたこと也有つたりしたんです、ずっと前は。さらにその後はパークゴルフ場ができるからパークゴルフも議会の皆さんと執行部が、私は議会側でした、その当時。やった記憶がございます。そういうことで執行部と議会といえども車の両輪でありますから同じ方向を向いて同じ速度で進んでいくというのが基本だというふうに思っておりますので、ぜひ議員の皆様方もそういった機会を、親睦会長どなたか私わかりませんけれども、企画などをしていただければというふうにも思うところであります。いずれにしても、今議員の皆さんもこうやって私すらすら考えるに、今パークゴルフをちょっとでもかじったという人、二、三人がいるのかというぐらいの感じで今見ておりますけれども、議員の皆さんもぜひ、佐々木春樹議員などは若いですから率先して有権者を引き連れてしていただければいいのではないかと思うんです。冗談抜きで本気に思います。ぜひお願ひしたいと思います。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 開放日については明言なされていないんですけども、多分区長会などでもそういうこと言われているんだと思うんです。大衡村にパークゴルフ場ありますけれども、上級者なり村外の方たちが多くて二の足を踏む、下手だと後ろからあおられる、マナーの悪い方が幾らか、みんながみんなではないですけれどもそういうことをされると行きたくなくなるんです。そういうことも開放日があればその日は安心してできるとか、また、別な考えでいくとプレー料金を村内村外変えるとかある程度村民にメリットのある施策を打って出てはと思うんですけども、その辺はいかがお考えですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） マナーといいますか、私も今はちょっと遠ざかっておりますけれども、大分パークゴルフ場利用したほうであります。県内外に大分行った、もちろん大衡のパークゴルフ場も利用しておりました。そういう時期がありました。ですから、そんな折にマナー、初心者はどうしても動作が遅かったり、あるいはマナーといいますか上級者の人から見れば何だろうというようなことも本当にあるわけです。しかし、そういうことでどやされる場合もある、後ろから。早くやれ、何やっているんだなど。でも、それもひとつそういうふうに言われることによってそういうものかと気づくときもあるんです。なので、ファミリーコースがありますからそこで少し練習などしていかれて、その後出るというか、実際は最初からコースに行っていいんですけども。そういうため

の村民のパークゴルフ場ですから、本来であれば。ただ、今外部の皆さんのがプロゴルファーみたいなウエア姿で姿格好からしてもプロゴルファーみたいな感じで来ておられますので、どうしても本当に最初に行った人は気後れしてしまうという面は多々あるようあります。あとは、そういうことで村民にメリットがあればどうなんだというお話をりますけれども、昔はあったんです。ポイント券というんですか、スタンプ押されて……。今もあるの、そうですか。だから私遠ざかっていますと言いました。ということで、それはあるんですけども、もっとあったほうがいいという声も事実であります。村民にそんなポイントいっぱいになったからではなくもう少しわかりやすい優遇制度が村民にあったほうがいいという方も大分おられます。しかし、そういうふうに優遇すれば来るのかといったらそうでもないと思うんですよ。好きな人は来るんだけれども、好きな人はポイントも何もなくても来ます。なので、難しい面があります。でも、村民が気軽に集って遊べるといいますかプレーできる、そういったパークゴルフ場を、そういったものをを目指していければいいのではないかと私は思っておりますので、まちづくりセンターの管理を委託しておりますけれども、いろいろとお話を煮詰めさせていただきまして村民の、私は水曜日休みなんです。水曜日必ず1か月に4日あります、水曜日は、普通。そのうちの1日でもいいから村民の日というはどうかということを提案、実はしたんです、私しているんです。毎週必ず1回休まなければならないのかというようなお話ををして、そのうちの1か月に4日ある水曜日の1日ぐらい村民に開放するというようなそういうことも考えてみたらどうかということは提案していました。ただ、実現はしていませんということあります。どうか、そういうことでありますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） ゼひ実現できるように再度お話し合いを設けていただきたい。今コロナ禍で運動不足にもなっていますので、すばらしい施設でその運動不足解消にもってこの場所を村では持っているわけです。そこをうまく生かすのも皆さんのお力かと。私たちも当然近隣の方、友達何なり誘ってパークゴルフしようというふうには言えますけれども、村を挙げてまた盛り上げていくんだというふうな姿勢があれば少しは増えるのではないか。また、協会に入る人もえてくるのではないかというふうに思います。

新年会について検討中ということですけれども、これはやれるやれない、今何とも言えないんだろうというふうには思いますけれども、成人式だけはやりますというふうな

ところでお答えだったのかと思いますけれども、その辺、もう一度確認したいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 最初に新年会につきましては議員ご承知のとおり、食事をする会を設けること自身が今現状の中では非常に難しいことではあるわけです。村としては今年の行事については中止ということありますので、次年度以降については検討していきたいというふうに思っておりますけれども、現状では難しい状況が続いているので、さらに検討していきたいというふうに思っております。

それから成人式につきましては人生の節目としては大変重要な行事であり、儀式かなというふうに考えておりますので、これはぜひ実施していきたいというふうに思っております。内容につきましては最初に答弁したとおりとなっております。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 答弁の中に平林では3密になるので小学校の体育館か中学校の講堂というふうにお答えになっていますけれども、村民体育館は候補に入らなかつたんでしょうか。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 村民体育館につきましてはステージが狭いですので、対応しないようにいたしました。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） ステージが小さいからですか。平林にそんなに大きいステージないですよね。私中学校の体育館でそういう催物をできるようになれば、前にも言ったかもしれません、敬老会の開催も村民体育館で行うノウハウが身につくのではないか。あそこであればスロープもあるし出入りも楽だし広いし、ただ、暑さ寒さ、それから音響、そういうふうに考へた際に講堂でも小学校の体育館でもみんなそこを卒業した方なので思い出があつていい式になるんだろうというふうに思うんですけども、実現しなくても村民体育館でそういうことができるようにも考えていただきたい。今後、大勢が集まるイベントなり、また災害があれば避難所にもなるわけです。そういうふうに利用方法、少し考えていただければと思うんですけども、その辺はいかがですか。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） まず成人式、冬場の行事として扱っていますので、議員おっしゃるとおり寒さの面では考えていけば講堂のほうがベストだろうというふうに考えております。また、今新型コロナウイルスにつきましてはレベル2ということで、収容人員の半分以下で行うことについては可能であるというようなことを言われておりますので、最終的には講堂なのかなと今思っておりますが、今後体育館の使用についてどういったところで使えるのかということは検討してまいりたいと思います。

議長（細川運一君） これで一般質問を終わります。

本日の日程はこれで全て終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

大変お疲れさまでございました。

午後2時40分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員